

同じ仕事で賃金減違法

定年後再雇用者勝訴

東京地裁判決

有期、無期雇用の間に賃金格差を設けること
は、特段の事情がない限り不合理だ」と指摘

した。再雇用後も同じ仕事をさせながら賃金を下けている他の会社や業界も、対応を迫られる可能性がある。訴訟を支援した全日本建設運輸連帯労組の小谷野毅書記長によると、運送業界は慢性的な人手不足で、車ごと仕事に割り振られるため、再雇用後に業務量が減ることはほとんどない。「60歳を過ぎると給与が下がるのは当たり前と言われるが同じ仕事で差が付くのはおかしい。明快な判決だ」と評価した。長沢運輸は「判決についてコメントはしない」としている。

仕事内容は同じなのに定年後の再雇用で賃金を減らされたのは違法だとして、契約社員3人のトラック運転手3人が勤務先の運送会社「長沢運輸」(横浜市西区)正社員と同じ賃金の支払いなどを求めた訴訟の判決で、東京地裁は13日、請求通り、正社員の賃金規定の適用と差額分計41.5万円の支払いを命じた。佐々木宗啓裁判長は、「正社員と賃金格差を設ける特段の事情は見当たらず、労働契約法に違反する」と指摘した。【伊藤直孝】

2013年施行の改正労働契約法は、有期雇用と無期雇用の間で賃金や労働条件に不合理な格差を設けることを禁じている。原告側の弁護団によると、定年後の再雇用賃金引き下げを同法違反と認めないなど主張した。判決によると、3人は14年3～9月に60歳の定年を迎え、1年契約の嘱託職員として再雇用された。仕事は定年前と同じだったが、賃金は約25%減った。会社側は賃金カットについて、65歳までの雇用延長を企業に義務付けた高齢者雇用安定法に基づく再雇用で、労働契約法は適用されないなどと主張した。だが、判決は再雇用後も同法が適用されると認定。職務が同一であるにもかかわらず、

定年後賃下げ「違法」

再雇用の運転手が勝訴

東京地裁

定年後に嘱託社員と下げられたのは違法として再雇用されたトラック運転手3人が、職社「長沢運輸」(横浜市)に是正を求めた訴訟の判決が13日、東京地裁でありました。佐々木宗啓裁判長は「同じ職務内容での賃金格差は不合理だ」と述べ、差額の支払いを命じました。

2013年施行の改正労働契約法20条は、働く期間が決まっている有期雇用社員と正社員との間で、労働条件の不合理な格差を禁じています。原告側弁護団によると、定年後の再雇用社員に対し、2013年3～9月に60歳の定年を迎え、1年契約の嘱託職員として再雇用されたが、賃金を引き下げられた。運送業界では、正社員と仕事の内容や量が同じなのに、定年後に賃下げを迫られるケースが多いといわれます。原告の1人は「全国の同じような立場の人に、この判決が力となれば」と話しました。長沢運輸の話 判決についてはコメントし

は初といえます。判決によると、3人は長沢運輸で20～34年間、正社員としてセント輸送に従事。60歳で定年を迎えると1年ごとの嘱託社員として再雇用されましたが、賃金を引き下げられました。運送業界では、正社員と仕事の内容や量が同じなのに、定年後に賃下げを迫られるケースが多いといわれます。原告の1人は「全国の同じような立場の人に、この判決が力となれば」と話しました。長沢運輸の話 判決についてはコメントし

しんぶん 産経新聞(二十五面) 二〇一六年五月一日(土)